

番 号	26請願第 4 号 （まちづくり環境委員会付託）
受理年月日	平成26年 9 月 1 日
件 名	労働者保護ルールの見直しに関する意見書の提出を求めることについて
提 出 者	武蔵野市所在 日本労働組合総連合会 東京都連合 連合三多摩ブロック地協 多摩東部第一地区協議会 議長 馬場英二郎
紹 介 議 員	高谷真一郎
要 旨	
〔趣旨〕 我が国は、働く者のうち約 9 割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、日本経済・社会の持続的な成長のために必要と確認しています。 閣議決定された「日本再興戦略」における雇用・労働分野に関する提起では、労働者保護ルールの後退を招くおそれがある見直しが多分に包含されています。「成長戦略」は重要な問題ですが、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは許されることではなく、政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きとなってしまいます。 また、これまでの政府内諸会議の議論では、労働政策に係る基本方針の策定のあり方においても、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することが問題提起されてきました。雇用・労働政策は、I L O の三者構成原則に基づき労働政策審議会で十分な議論がされるべきです。 こうした現状に鑑み、貴職に対し、三鷹市議会において、下記の内容を柱とする労働者保護ルール見直しには慎重な議論と対応をすべきという意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださるよう、要請いたします。 〔請願項目〕 1 「予見可能性の高い紛争解決システム」として「解雇の金銭解決」が導入されれば、労働者が不当な解雇として裁判で勝訴しても、職場復帰の道が閉ざされてしまい、金さえ払えば解雇できる風潮が広がりかねず導入すべきでないこと。	

- 2 「時間ではなく成果で評価される労働時間制度」（いわゆる「ホワイトカラー・イグゼンプション」）が創設されれば労働時間の基本的かつ最低限のルール保護さえ受けられなくなり、成果のみ求めれば労働者のさらなる長時間労働を助長することは明らかで導入すべきでない。また、裁量労働制の対象範囲拡大や手続見直しも同様な問題から慎重な対応が必要であること。
- 3 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 4 外国人技能実習制度の拡大には、制度の適正化と最低年収基準などを講じるべきで、家事支援などへの外国人材の受け入れ要件緩和の見直しは、慎重な対応を行うべきであること。
- 5 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で十分な行われるべきであること。